農振除外申出から完了までの流れ

事業計画者

事前相談後申出
※事前相談は随時受け付けております。
※申出には、申出受付期間の前月までに農振除外の見込みがあることの確認を農政課から受けていることが条件となります。
※見込みの確認には関係機関との調整等も必要なため、1ヶ月以上を要することがあります。

川越市
農政課窓口で申出受付（3月と9月）

農業協同組合、土地改良区、農業委員会、市開発指導課への意見聴取

川越市
農振整備計画の変更案作成

川越農林振興センター（県）に事前協議

※

※

川越市
農振法第十一条第一項に基づく公告縦覧（農振整備計画変更案の公告縦覧）

縦覧期間30日
異議申し立て期間15日

川越市
農振整備計画の変更計画書の作成

川越農林振興センター（県）に本協議

川越市
農振法第十二条に基づく公告縦覧（農振整備計画変更の公告縦覧）

除外完了
（申出から約8ヶ月）